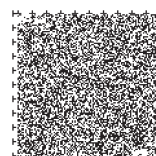
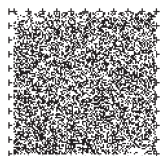


第9章

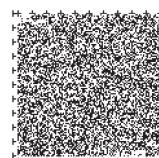
資料編



氏名		職名等	備考
学識経験者	いしやま れいこ 石山 麗子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授	
	いとう かおり 伊藤 かおり	帝京平成大学 人文社会学部 准教授	
	いなば つよし 稲葉 剛	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 客員教授	
	おざわ あつし 小澤 温	筑波大学 人間系 教授	
	きくち かずみ 菊池 和美	帝京平成大学 健康メディカル学部 教授	
	のぐち りつな 野口 律奈	帝京平成大学 健康メディカル学部 准教授	
	むとう よしてる 武藤 芳照	東京健康リハビリテーション総合研究所 所長 東京大学 名誉教授、医学博士	会長
	わ け じゅんこ 和気 純子	東京都立大学 人文社会学部 教授	副会長
保健医療・社会福祉・スポーツ団体関係者	あ べ み か 阿部 美佳	中野区フリー活動栄養士会	
	あらおか めぐみ 荒岡 めぐみ	中野区民生児童委員協議会 桃園地区会長	
	うえにし ようこ 上西 陽子	社会福祉法人 中野あいいく会 理事長	
	お の たけし 小野 武	中野区町会連合会 沼袋町会会長	令和5年(2023 年)8月18日から
	かわむら ようすけ 川村 洋介	一般社団法人 中野区薬剤師会 理事	
	きたがき りんこ 北垣 倫子	特定非営利活動法人 わかみやクラブ 相談支援事業所まっしろキャンパス 管理者	
	くろき のぶこ 黒木 伸子	次世代育成委員	
	きくらい えいいち 櫻井 英一	一般社団法人 中野区医師会 副会長	
	しろいわ ゆうこ 白岩 裕子	中野区介護サービス事業所連絡会 副会長	
	たけのうち まさる 竹之内 勝	中野区立南中野中学校 校長	
	つきだ はるか 築田 晴	南中野地域包括支援センター 管理者	



保健医療・社会福祉・スポーツ団体関係者	とべ まこと 戸邊 真	公益社団法人 中野区シルバー人材センター 常務理事 事務局長	
	なかむら としひこ 中村 敏彦	社会福祉法人 東京コロニー 理事長	
	なかやま ひろかず 中山 浩一	中野区町会連合会 宮桃町会会長	令和5年(2023年)7月31日まで
	なら こうじ 奈良 浩二	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 事務局長	
	にしむら まさみ 西村 正美	一般社団法人 東京都中野区歯科医師会 専務理事	
	はたえ きよみ 波多江 貴代美	一般財団法人 中野区障害者福祉事業団 常務理事 事務局長	
	はまもと としのり 濱本 敏典	一般社団法人 中野区体育協会 専務理事	
	まつだ かずや 松田 和也	特定非営利活動法人 リトルポケット 理事長	
	まつやま さとし 松山 聡	中野区成年後見制度連携推進協議会 副会長	
	まるもと しょうへい 丸本 昌平	公益社団法人 東京都柔道整復師会 中野支部 支部長	
	みやざわ ゆりこ 宮澤 百合子	中野区福祉団体連合会 常任理事	
	みやはら かずみち 宮原 和道	中野区介護サービス事業所連絡会 副会長	
公募区民	うえおか こうじ 上岡 広治	公募区民	
	えびさわ ゆうぞう 海老澤 勇造	公募区民	
	すずき まいか 鈴木 舞花	公募区民	令和5年(2023年)7月31日まで
	たかはし かずお 高橋 和雄	公募区民	
	たむら さんた 田村 三太	公募区民	
	ふじわら ゆきたか 藤原 幸孝	公募区民	
	まるやま たかし 丸山 貴士	公募区民	
	やすだ ひびき 保田 響	公募区民	

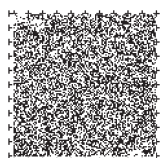


■全体会

開催日		議題
第1回	4月17日（月） 19時～21時	・会長、副会長の決定 ・諮問事項、付託事項の確認
第2回	9月26日（火） 19時～21時	・各部会報告書について

■地域福祉・成年後見部会

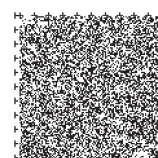
開催日		議題
第1回	4月17日（月） 19時～21時	・部会長、副部会長の決定 ・今後の開催予定の確認
第2回	5月29日（月） 19時～21時	・令和4年度（2022年度）「健康福祉に関する意識調査」の実施結果について ・令和4年度（2022年度）「中野区地域福祉計画」の進捗状況について ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（重層的支援体制整備事業）
第3回	6月26日（月） 19時～21時	・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（子ども・若者関係） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（外国人・多文化共生関係）
第4回	7月31日（月） 19時～21時	・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（LGBTQ+（性的少数者）関係） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（犯罪被害者等の支援） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（再犯防止等関係） ・成年後見制度の利用促進について ・令和4年度（2022年度）「中野区成年後見制度利用促進計画」の進捗状況について



第5回	8月24日（木） 19時～21時	・「地域共生社会」の実現に向けた区の実施について（高齢者） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の実施について（高齢者虐待防止） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の実施について（認知症施策） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の実施について（居住支援） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の実施について（障害者）
第6回	9月6日（水） 19時～21時	・地域福祉・成年後見部会報告書（案）について
第7回	11月10日（金） 19時～21時	・中野区地域福祉計画（素案）について ・中野区成年後見制度利用促進計画（素案）について

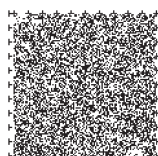
■スポーツ・健康づくり部会

開催日		議題
第1回	4月17日（月） 19時～21時	・部会長、副部会長の決定 ・今後の開催予定の確認
第2回	6月6日（火） 19時～21時	・令和4年度（2022年度）「健康福祉に関する意識調査」の実施結果について ・令和4年度（2022年度）「中野区地域福祉計画」の進捗状況について ・令和4年度（2022年度）「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」の進捗状況について ・区のスポーツ振興施策について
第3回	7月11日（火） 19時～21時	・区の健康づくり政策について ・食育の推進について
第4回	9月5日（火） 19時～21時	・スポーツ・健康づくり部会報告書（案）について
第5回	11月6日（月） 19時～21時	・中野区スポーツ・健康づくり推進計画（素案）について ・中野区社会体育事業補助金の交付について



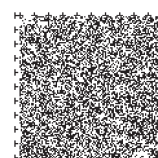
■介護・高齢部会

開催日		議題
第1回	4月17日（月） 19時～21時	・部会長、副部会長の決定 ・今後の開催予定の確認
第2回	6月5日（月） 19時～21時	・令和4年度（2022年度）「健康福祉に関する意識調査」の実施結果について ・令和4年度（2022年度）「中野区地域福祉計画」の進捗状況について ・令和4年度（2022年度）「中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の進捗状況について ・令和4年度（2022年度）「高齢福祉・介護保険サービス意向調査」の実施結果について ・介護保険制度の状況について
第3回	7月3日（月） 19時～21時	・介護サービス給付実績について ・介護予防・生活支援の取組について ・認知症施策について
第4回	8月2日（水） 19時～21時	・特養・グループホーム等施設の整備を進めるための方策について ・中野区の介護事業所における人材の質・量の確保を図るための方策について ・第9期介護保険事業計画の基本指針について
第5回	8月31日（木） 19時～21時	・介護・高齢部会報告書（案）について
第6回	11月17日（金） 19時～21時	・中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）及び中野区認知症施策推進計画（素案）について
第7回	1月（書面開催）	・中野区介護保険の運営状況（令和4年度）について ・介護サービス等の見込みについて



■障害部会

開催日		議題
第1回	4月17日（月） 19時～21時	・部会長、副部会長の決定 ・今後の開催予定の確認
第2回	6月19日（月） 19時～21時	・令和4年度（2022年度）「健康福祉に関する意識調査」の実施結果について ・令和4年度（2022年度）「中野区地域福祉計画」の進捗状況について ・「障害福祉サービス意向調査」の実施結果について ・中野区における障害福祉の現状と課題について ・中野区における障害児支援の現状と課題について
第3回	7月24日（月） 19時～21時	・障害者の権利擁護について ・障害児支援の提供体制の整備について ・障害者の就労支援について
第4回	8月15日（火） 19時～21時	・地域生活の継続の支援について ・入所施設等からの地域移行促進と定着支援について
第5回	9月7日（木） 19時～21時	・障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について ・障害部会報告書（案）について
第6回	11月14日（火） 19時～21時	・中野区障害者計画・第7期中野区障害福祉計画・第3期中野区障害児福祉計画（素案）について



■中野区健康福祉審議会条例

平成8年12月16日

条例第27号

改正 平成19年3月20日条例第10号

平成27年3月18日条例第13号

令和4年12月14日条例第48号

注 令和4年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 中野区の保健医療、社会福祉及び健康増進に関する重要な事項について総合的に検討し、区民の生涯にわたる健康で文化的な生活の確保及び活力に満ちた長寿社会の実現を目的とした施策の推進を図るため、区長の附属機関として中野区健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項等)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健医療、社会福祉及び健康増進に係る重要な計画に関すること。
- (2) 保健医療、社会福祉及び健康増進の施策の連携及び総合化のための基本指針に関すること。
- (3) 介護保険事業の充実及び改善に関すること。
- (4) 健康増進に資するスポーツ活動の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

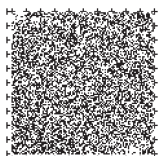
2 審議会は、前項の諮問に対する答申のほか、中野区の保健医療、社会福祉及び健康増進に関して、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員38人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) スポーツ団体関係者
- (5) 区民

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。



- 3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令4条例48・一部改正)

(臨時委員)

第4条 区長は、特に専門的知識を要する事項等特定の事項（以下「特定事項」という。）を検討させるため必要があるときは、前条第1項の委員のほかに、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、特定事項の内容を勘案して適当と認められる者のうちから区長が委嘱する。

- 3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特定事項に係る審議会の検討が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

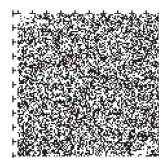
- 4 審議会が特定事項について会議を開き、議決を行う場合において臨時委員が置かれているときは、当該臨時委員を委員とみなして前2項の規定を適用する。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成9年4月1日から施行する。

(中野区福祉審議会条例の廃止)

- 2 中野区福祉審議会条例（昭和61年中野区条例第34号）は、廃止する。

(中野区保健所運営協議会条例の廃止)

- 3 中野区保健所運営協議会条例（昭和50年中野区条例第9号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月20日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年5月20日から施行する。

(中野区介護保険条例の一部改正)

- 2 中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう省略〕

附 則（平成27年3月18日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される中野区健康福祉審議会の委員の任期は、この条例による改正後の中野区健康福祉審議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年2月9日までとする。

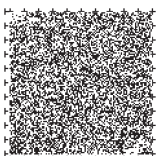
附 則（令和4年12月14日条例第48号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第3条第1項の規定による中野区健康福祉審議会の委員の委嘱に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。



■ 中野区健康福祉審議会条例施行規則

平成8年12月16日

規則第57号

改正 平成9年4月1日規則第37号

平成13年3月31日規則第30号

平成16年3月31日規則第36号

平成23年3月30日規則第29号

平成27年3月20日規則第20号

令和5年2月1日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区健康福祉審議会条例（平成8年中野区条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 中野区健康福祉審議会（以下「審議会」という。）は、条例第7条の規定に基づき部会を置くときは、当該部会の名称及び付託事項を定めなければならない。

(部会員等)

第3条 部会員は、委員又は臨時委員のうちから会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、その部会に属する部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 条例第6条第1項から第3項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第1項中「区長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

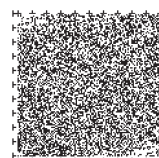
(令5規則7・一部改正)

(部会長の報告義務)

第4条 部会長は、付託事項の調査検討の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。部会においても、また同様とする。



(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。ただし、審議会に部会を置くときは、その部会の庶務は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項中野区組織規則（昭和53年中野区規則第20号）の改正規定中別表3中野区保健所運営協議会の項を削る部分は、平成9年4月1日から施行する。

(中野区福祉審議会条例施行規則の廃止)

- 2 中野区福祉審議会条例施行規則（昭和61年中野区規則第56号）は、廃止する。

(中野区組織規則の一部改正)

- 3 中野区組織規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう省略〕

附 則（平成9年4月1日規則第37号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月31日規則第30号抄）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第36号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第29号）

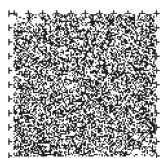
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

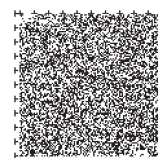
附 則（令和5年2月1日規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

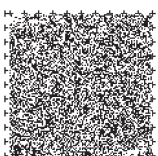


04 用語解説

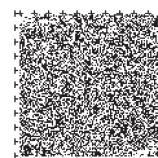
あ行	
アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。対象者の把握に留まらず、さまざまな形で必要な人に必要なサービスと情報を届けるため、住まい、地域、病院や入所施設などに訪問支援を行う。
アウトリーチチーム	事務職及び医療・福祉の専門職をチームとし区民活動センター(15か所)ごとに配置され、潜在的な要支援者の発見、継続的な見守り、地域資源の発見、地域の医療・介護、地域団体等のネットワークづくり等を行う。
意思決定の支援 (意思決定支援)	自ら意思を決定することに困難を抱える障害者や高齢者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、可能な限り本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援をつくしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員や支援者が行う支援の行為及び仕組みをいう。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害、高次脳機能障害などにより意思疎通を図るために支援が必要な人に、手話通訳、要約筆記その他の方法により、意思疎通の円滑化を図る事業。 手話通訳、要約筆記、失語症者意思疎通支援などの方法がある。
一般就労	企業や公的機関などに就労して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態。
移動支援	障害者総合支援法第 77 条の規定に基づく地域生活支援事業のひとつで、移動が困難な人に対してガイドヘルパーが行う外出の支援サービス(個別支援型)。 中野区においては、車両移送型も、中野区障害者福祉会館を中心に実施している。
医療ソーシャルワーカー	医療機関における福祉の専門職で、患者や家族に対して、経済的、心理的、社会的な相談に応じたり、関係機関との調整を行うなどの役割を担う者。 MSW (Medical Social Worker) とも呼ばれる。



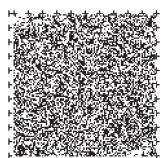
医療的ケア	日常生活において必要とする人に対して行われる医療的な支援。例として次のようなものがある。 ①人工呼吸器管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP 含む） ②気管切開の管理 ③鼻咽頭エアウェイの管理 ④酸素療法 ⑤吸引（口鼻腔・気管内吸引） ⑥ネブライザーの管理 ⑦経管栄養（経鼻・胃ろう等、持続経管注入ポンプ） ⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養（IVH）、肺高血圧症治療薬等） ⑨皮下注射 ⑩血糖測定 ⑪継続的な透析 ⑫導尿（間歇的導尿、持続的導尿） ⑬排便管理（消化管ストーマ、摘便・洗腸、浣腸） ⑭痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置
医療的ケア児	医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。近年は歩行や意思疎通が可能で医療的ケアが必要な「歩ける医療的ケア児」も増えてきている。
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケアの必要な子ども（医療的ケア児）が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野に渡る調整を行い、総合的かつ包括的な支援につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。
オレンジカフェ	認知症カフェ。認知症の人や家族、地域の人等が集まり、情報交換をしたり、おしゃべりを楽しんだりする場。お茶を飲みながら心配ごとを相談したり、参加者・支援者が繋がることのできるコミュニティ。



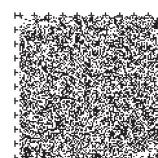
か行	
介護医療院	介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。
介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3種類がある。
介護予防・生活支援サービス	要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストでサービス事業対象者に該当した方を対象に、従来の介護保険における介護予防サービスの訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、NPO法人や民間事業者、ボランティアを含めた多様な担い手による訪問サービス、通所サービス及びその他の生活支援サービスを提供する事業。中野区では訪問サービスと通所サービスを実施している。
介護予防・日常生活支援総合事業	地域の高齢者の方々を対象に介護予防や日常生活の自立のための支援を行う事業。介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」がある。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームとは、老人福祉法による名称。
介護老人保健施設	介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。
看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法による地域密着型サービスの一つで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、家庭的な環境のもとに行う、通い、訪問、宿泊のサービスを提供する。



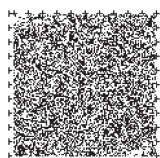
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施する。また地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組み、権利擁護・虐待防止を行う。
共生型サービス	介護保険事業所であれば障害福祉サービス事業所等の指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合に馴染みの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。
共生社会	さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会のこと。障害のある人もない人も、支える人と支えられる人に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会をいう。
共同生活援助	障害者総合支援法に規定する主として夜間において、共同生活を行う住居で、入居している障害者について相談、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。グループホームとも言う。
強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
居宅介護支援事業所	介護支援専門員（ケアマネジャー）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮して介護支援計画（ケアプラン）の作成やその他の介護に関する相談を行う事業所。
区長申立て	親族が行うべき申立て行為を首長が代わって行うこと。 親族がいない、認知症等により判断ができない、親族が虐待していた場合に申立ての意向が伝わると今後の支援に影響がでるなどの事情がある場合に行われる。
区立療育センター	療育センターアポロ園と療育センターゆめなりあの2箇所の総称。障害や発達上の課題のある子どもが、家庭や地域の中で共に生活できるよう支援を行う施設。療育相談、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、一時保護事業（一時的に預かる事業）等を実施している。（ゆめなりあでは放課後等デイサービスも実施。）



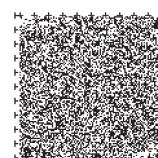
ケアハウス	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で食事の提供や入浴等の準備、相談及び援助等を行う施設。
ケアマネジメント	利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。
ケアマネジャー	要介護者又は要支援者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの。
ケアラー	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や親近者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。ケアラーにはヤングケアラー（大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）やビジネスケアラー（仕事をしながら家族のケアを行っている人）も含まれる。
健康寿命	認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている（中野区では、要介護2以上の認定を受けていない年齢で表している）。
高次脳機能障害	脳梗塞や脳出血等の脳血管障害者や、交通事故等による頭部外傷等で脳が損傷を受け、注意力や記憶力、言語能力、感情のコントロール等の能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条において定義される。障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、又は過度の負担を課さないものをいう。



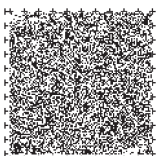
さ行	
在宅療養コーディネーター	中野区在宅療養相談窓口において在宅療養者や家族等に対し、医療機関や在宅療養に関する機能及び介護サービス等について紹介、調整を行う専門員。
在宅療養支援診療所	在宅療養について地域で積極的な役割を担う診療所。24 時間対応体制の在宅医療の提供、緊急時に入院できる病院との連携、介護・福祉サービス事業所との連携、看取り数の報告等いくつかの要件を満たす診療所が、地方厚生局長に届け出て認可を受けている。
スティグマ	ネガティブな烙印を押されること。「差別」や「偏見」と訳されることが多い。
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく、介護・医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の賃貸住宅。
失語症	高次脳機能障害の一種で、脳の言語を司る部分が損傷を受けたことにより、話す、聴く、読む、書くといった言葉の能力に障害が起きた状態。
指導検査 （実地指導、集団指導）	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等事業者及び障害児通所支援事業者に対して事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立ったサービスの提供並びに質の向上、虐待の防止等のための体制整備を図ること等に主眼を置いて行うもの。事業所において個別に実施する実地指導と、講習会形式で実施する集団指導がある。
児童発達支援	児童福祉法に基づくサービスで、障害や発達の課題のある子どもに対して、事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うもの。
児童発達支援センター	児童福祉法に基づき設置する、障害児への療育やその家族に対する支援を行うと共に、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。障害者総合支援法の地域生活支援事業における必須事業に位置づけられている。
社会的障壁	障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。



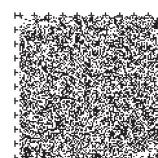
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会モデル（人権モデル）	障害の本質とは、機能障害、疾病を有する市民の様々な社会への参加を妨げている社会的障壁にほかならないことをここに確認し、機能障害、疾病を有する市民を排除しないようにする義務が社会、公共にあることが今後の障害者福祉、支援の基本理念であるとする考え方。
重症心身障害児（者）	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どもを指す。成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）という。
重層的支援体制整備事業	市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業。地域においてつながり続ける支援体制を構築することを目途として「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としている。
就労移行支援	障害者総合支援法第5条に定められたサービスで、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。
就労継続支援	障害者総合支援法第5条に定められた就労継続支援サービスを行う事業所。就労継続支援にはA型とB型との2種類の区分がある。 A型事業：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 B型事業：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
住民主体サービス	介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、住民が主体となり、自主的・自発的に地域での生活支援や介護予防のための活動を行うもの。
住民主体サービスの対象者の弾力化	事業対象者又は要支援1・2で住民主体サービスを利用していた人が、要介護1～5になったときに、従来利用していた住民主体サービスを引き続き利用できるようにすること。



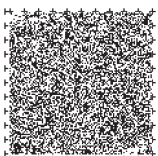
障害者虐待防止センター	区市町村に設置し次の機能を果たす。 ①養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、②養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言、③障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発
障害児支援利用計画	障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児やその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、作成するサービスの利用計画。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。
障害児相談支援事業所	障害児通所支援を利用する障害児に対し、児童福祉法に基づき障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。事業者指定は、市町村長が行う。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の総称。
障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第 17 条において、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効率的かつ円滑に行うために、組織することができる会議体。区においては障害者自立支援協議会の専門部会の一つである障害者差別解消部会がその役割を担っている。
障害者差別解消審議会	区の障害者差別解消の取組について、適正であったかを審議し、意見、又は提案を行う区長の附属機関。
障害者就労支援センター	障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に支援するために設置された機能。
障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第 5 条に定められた障害福祉サービス事業を行う事業所。事業所指定は都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長）が行う。



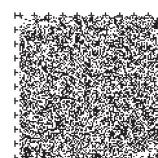
小規模多機能型居宅介護	介護保険法による地域密着型サービスの一つで、要介護者の心身の状況や置かれている環境に応じ、また、自らの選択に基づいて、居宅にサービス事業者が訪問し、又はサービス拠点に通所や短期間宿泊してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
ショートステイ	350 ページ「短期入所生活介護」を参照。
情報アクセシビリティ	アクセシビリティ (Accessibility) は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWeb ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方である。情報アクセシビリティは、障害者基本法においては基本施策、障害者基本計画においては障害者施策全体に横串を刺す「横断的視点」、そして、障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけられている。
すこやか障害者相談支援事業所	各すこやか福祉センター内に設置している障害者相談支援事業所。障害者（児）等の相談支援に係る業務のほか、指定特定相談支援事業所としての役割も担っている。
すこやか福祉センター	子ども、高齢者、障害者、妊産婦等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健、福祉及び子育てに関する総合的な支援を行う施設。区内に4か所設置している。
生活介護	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の一つで、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のため、地域において主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす。
精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム	高齢者福祉、児童福祉、地域福祉その他の分野や、関係機関と連携・協働を図りながら、地域における福祉の基盤を固め、地域における包摂的な支援体制を示す。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人）を保護・支援するための制度。家庭裁判所が成年後見人を選ぶ法定後見制度と自らがあらかじめ成年後見人を選んでおく任意後見制度がある。成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する。



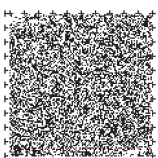
セルフプラン	特定相談支援事業者以外の者（家族や支援者等）が策定したサービス等利用計画や障害児支援利用計画。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行う他、障害児支援利用計画やサービス等利用計画の作成を行うもの。
た行	
団塊ジュニア世代	団塊ジュニア世代は、日本で昭和 46 年(1971 年)から昭和 49 年(1974 年)に生まれた世代を指す。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
団塊の世代	日本において、第 1 次ベビーブームが起きた昭和 22 年(1947 年)から昭和 24 年(1949 年)に生まれた世代を指す。
短期集中予防サービス	介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、掃除や洗濯、買い物など身の回りのことが出来にくくなっている人を対象に、3 か月から 6 か月の短期間に生活機能の改善を図ることを目的とする事業。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者又は要支援者について、施設に短期間入所してもらい、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うとともに、家族の介護の負担軽減を図るサービス。
地域移行	障害者支援施設等に入所している方、又は精神科病院に入院している障害者が、地域での生活に移行すること。住居の確保や外出時の支援、障害福祉サービスの体験的な利用等を通し、地域生活への円滑な移行を目指す。
地域移行プレ事業	令和元年度（2019 年度）から区で開始した、精神科病院等からの地域移行のための事業。病院訪問による対象者の把握や掘り起こし、地域移行啓発事業、関係機関との連携（地域移行支援連絡会の開催）、退院意欲の喚起、ピアカウンセラーの活用、地域移行アセスメント等を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



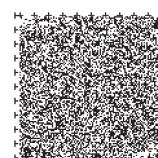
地域支援事業	介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業。
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。地域生活支援拠点は、整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型がある。 ※多機能拠点整備型： 各地域内で居住支援のための機能を集約し、グループホーム、又は障害者支援施設に付加した拠点。 ※面的整備型： 地域における複数の機関が分担して機能を担う。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、都道府県や市区町村が、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業。障害者総合支援法に基づき実施する。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。
地域密着型サービス	住み慣れた自宅や地域で可能な限り生活を続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険制度上のサービス区分。地域密着型サービスは、原則として、居住している区市町村内でのみサービスの利用が可能。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法による地域密着型サービスの一つで、日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス。



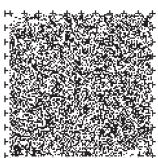
東京都重症心身障害児（者） 通所事業	児童発達支援、医療型発達支援又は生活介護を行う事業所のうち、重症心身障害児（者）を対象として、医療的ケアが必要な児者を対象に看護職員や機能訓練専門職等を東京都が定める基準を満たして配置したうえで、東京都福祉局長の指定を受けて事業を実施する。東京都が経費の一部を補助する。
特定施設入居者生活介護	介護保険法によるサービスの一つで、要介護者又は要支援者について、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入居し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。
特別養護老人ホーム	343 ページ 「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」を参照。
都市型軽費老人ホーム	身体機能の低下等により一人暮らしを続けることが不安な人等を対象とし、困ったときには支援を受けられる「ケア付きすまい」の創設が必要であるとの東京都の提言を契機に創設された高齢者施設。地価が高い都市部でも整備が進むよう、従来の軽費老人ホームと比較すると、居室面積や職員配置に関する基準が緩和されている。また、所得の低い高齢者でも安心して生活できるよう、利用料も低く抑えており、収入に応じた減免措置がある。
な行	
中野区障害者自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条 3 に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体等により構成された協議会。
中野区版児童発達支援 センター機能	中野区では児童福祉法に基づく児童発達支援センターは設置していないが、障害や発達に課題のある子どもへの全体調整を、すこやか福祉センターや区立療育センターを中核とした関係機関の連携によって担い、中野区版児童発達支援センター機能と位置づけている。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて区内を区分したもの。中野区は南部圏域・中部圏域・北部圏域・鷺宮圏域の 4 圏域を設定している。
日中活動系サービス	障害者総合支援法に基づき、障害者の日中活動の場として支援するサービス。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所を指す。



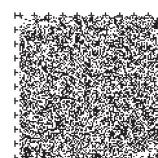
入所施設	障害者総合支援法第5条で定められた施設入所支援サービスを提供する、障害者の生活を支援する施設。主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞の働きが失われたり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）を指す。 認知症を引き起こす病気のうち、最も多いのは、脳の神経細胞が脱落する「変性疾患」と呼ばれる病気であり、アルツハイマー病、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症等がこの「変性疾患」にあたる。続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化等のために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞の働きが失われたり、神経のネットワークが壊れてしまう血管性認知症である。
認知症高齢者グループホーム	353 ページ 「認知症対応型共同生活介護」を参照。
認知症対応型共同生活介護	介護保険法による地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護	介護保険法による地域密着型サービスの一つで、認知症の利用者がデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。
は行	
発達支援相談	乳幼児期から学齢期にわたる子どもの発達に関わる相談・支援。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
伴走型支援	深刻化する「社会的孤立」に対応するため、つながり続けることを目的とする支援。
ピアサポート	同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うこと。障害福祉の場合、障害のある当事者が自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として自らの障害や疾病の経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うことを示す。

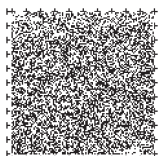


福祉サービス第三者評価	質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所、特別養護老人ホーム、保育所等において実施される事業について、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組み。
不当な差別的取扱い	障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限、条件を付す行為。障害者差別解消法において、行政機関等や事業者の禁止行為と定められている。
フレイル	高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」。身体機能の低下（フィジカルフレイル）、口腔機能の低下（オーラルフレイル）、認知・心理障害（コグニティブフレイル）、社会的孤立（ソーシャルフレイル）といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。
ペアレントメンター	同じ発達障害のある子どもを育てる保護者が相談相手となること。悩みを共感し、実際の子育ての経験を通して子どもへの関わり方等を助言することができる。
ヘルプカード	障害のある人等が、災害発生時や緊急時に、障害の種別や特性等に応じた支援を受けられるよう、連絡先や配慮してほしいこと等が記載できるカード。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人等、何らかの配慮を必要としていることが外見からは分からない人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで支援を得やすくなるよう、東京都が作成したもの。ストラップを使用して鞆等に身につけることができる。
保育所等訪問支援	児童福祉法のサービスで、保育所や幼稚園、学校等、集団生活を営む施設に通う障害や発達の課題のある子どもに対して、当該施設を訪問し、当該施設の他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもの。
放課後等デイサービス	児童福祉法のサービスで、学校に就学している障害や発達に課題のある児童につき、授業の終了後、又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならないとされる障害者の割合。障害者の雇用になじまない性質の職務もあることから除外率に相当する労働者数を控除する制度もあるが、廃止に向けて段階的に縮小をしている。



や行	
夜間対応型訪問介護	介護保険法による地域密着型サービスの一つで、要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービス。
養護者	障害者の身の世話を金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等のこと。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが該当する場合がある。
要約筆記者	要約筆記作業（聴覚障害者への情報保障手段の一つとして、話されている内容を要約し、文字として伝えること）に従事する通訳者。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における幼少期、児童期、青年期等、それぞれの段階のことをいう。
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じ地域住民への働きかけを行う事業。障害者総合支援法の地域生活支援事業における必須事業に位置づけられている。
療育相談	障害や発達に課題のある子どもに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスが必要であるかを判定するための相談。区立療育センターで実施している。
レスパイト	一般的な意味は一時的な休息等だが、在宅で障害のある子ども等を介護している保護者や同居の家族の介護負担軽減のための一時的な休養を意味する言葉として用いられる。
アルファベット	
ACP（アドバンスケアプランニング）	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組。厚生労働省が愛称を「人生会議」と定めた。
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。
NICU（新生児集中治療管理室）	早産児や先天性の病気をもって生まれた子どもや、呼吸障害や出生時仮死などで出生後すぐに専門的な治療が必要となった子どもの集中治療を行う施設。







中野区

中野区健康福祉総合推進計画

令和6年（2024年）3月

登録番号 5中健福第3444号

中野区 健康福祉部 福祉推進課 健康福祉企画係

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号

電 話 03-3228-5421

F A X 03-3228-5662

E-mail kenkofukusikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

